

特定非営利活動法人視覚障害者の就労を支援する会 定款

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 <u>特定非営利活動法人視覚障害者の就労を支援する会</u>という。通称は<u>タートル</u>とする。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、国、地方自治体、社会福祉協議会、職業リハビリテーション関係機関、医療機関、社会福祉団体、経営者団体、労働団体等と協力し、視覚障害者に対して、就労に必要な情報の提供、相談・支援、働きやすい就労環境の整備等に関する事業を行い、視覚障害者の安定した就労を促進し、その経済的自立と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業の種類) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として、視覚障害者の新規就職、継続就労、再就職に関する下記の事業を行う。 <u>(1) 相談及び職場定着支援事業</u> <u>(2) 交流及び研修事業</u> <u>(3) 情報提供及び就労啓発事業</u> <u>(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 <u>この法人は、特定非営利活動法人タートル</u>という。</p> <p>(目的) 第3条 この法人は、国、地方自治体、社会福祉協議会、職業リハビリテーション関係機関、医療機関、社会福祉団体、経営者団体、労働団体等と協力し、<u>中途視覚障害者</u>に対して、就労に必要な情報の提供、相談・支援、働きやすい就労環境の整備等に関する事業を行い、<u>中途視覚障害者</u>の安定した就労を促進し、その経済的自立と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業の種類) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動にかかる事業として、<u>中途視覚障害者</u>の新規就職、継続就労、<u>復職</u>、再就職に関する下記の事業を行う。 <u>(1) 相談事業</u> <u>(2) 交流会事業</u> <u>(3) 情報提供事業</u> <u>(4) セミナー開催事業</u> <u>(5) 調査研究事業</u> <u>(6) 職場定着支援事業</u> <u>(7) 就労啓発事業</u> <u>(8) 福祉啓発のための研修事業</u> <u>(9) 職員及び奉仕者の研修並びに資格の認定、評価基準の策定、その公表に関する事業</u> <u>(10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</u></p>

第2章 会員

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会で後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後においても、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

第6章 会計

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センターに譲渡するものとする。

第10章 雑則

9 この法人の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 0円
賛助会員 0円

(2) 年会費 正会員 4,000円
賛助会員 一口3,000円(一口以上)

第2章 会員

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最後の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第6章 会計

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、社会福祉法人日本盲人職能開発センターに譲渡するものとする。

第10章 雑則

(追加)